

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、労働基準局長より昭和〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分「管理4、PR3」の決定を受け、同年〇月〇日からA医院において療養を開始し、昭和〇年〇月以降はB医院（現：B内科・眼科）に転医し通院療養を継続した。被災者は、平成〇年頃から介護施設であるCに入所していたところ、平成〇年〇月〇日早朝、介護施設の自室において心肺停止状態で発見され、心肺蘇生が実施されたが、同日死亡した。B内科・眼科医師作成の死亡診断書によれば、被災者の直接死因は「うっ血性心不全の急性増悪」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係が認められず、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人によれば、被災者の死亡について、じん肺症と死亡との因果関係があると主張しているので、被災者の疾病と死亡原因について、以下検討する。

(1) D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「じん肺症は、肺機能、動脈血ガス分析結果、自覚症からも進行は比較的緩徐であった。平成〇年〇月中旬から肝触知が認められていたが、心不全としての体重増加や下肢浮腫、体動時呼吸困難等は目立たなかった。呼吸器症状の遷延は見られなかったものの、不整脈等の引き金になったと思われる。虚血性心疾患による突然死の可能性は否定できない。」と述べている。また、同医師の平成〇年〇月〇日付け診断書には、「咳嗽、喀痰、胸内苦悶感は、いずれも中程度、公傷認定後40数年を経過した割には、じん肺の進行が遅いように思われる。体力減退の傾向を認める。」と記載されている。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「昭和〇年〇月以降はB内科・眼科で療養を続けていた。咳、痰及び時々喘鳴がみられていたが、その程度は軽く、独歩で通院可能で2から3週間に1回ずつ外来通院しており、肺機能低下はみられるものの、呼吸不全は認めず身体症状は安定していた。平成〇年〇月〇日にも通常どおりB内科・眼科へ外来受診しているが、全身状態などには変わりなかった。平成〇年〇月〇日の午前〇時前に介護施設のベッド上に倒れて、心肺停止状態で発見された。このように急死する身体疾患としては、循環器系の疾患（心筋梗塞、不整脈など）が最も考えられる。よって、じん肺は直接的な死因とは関係ないと考える。」と述べている。

(3) 当審査会は、D医師、E医師の意見を踏まえ、診断書、診療録、X線写真等の医証を改めて精査したが、被災者の死因とされる虚血性心不全の発症とじん肺症に直接的な因果関係があったと認めることは困難であるとした、E医師の意見は妥当なものと判断する。

したがって、被災者に肺機能低下はみられるものの呼吸不全とは認められず、身体状態は安定しており、平成〇年〇月〇日にも通常どおりB内科・眼科へ外来受診して、全身状態などは通常と変わりなかったことから、じん肺症の症状が特段に悪化していたとは認められない。よって、じん肺症は直接的な死因とは関係ないものと判断する。

(4) 以上のことから、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。